

ブースNO

31

求人

西ノ島(隠岐諸島)

西ノ島で漁師になりませんか？

西ノ島(島根県)

- 仕事内容:まき網漁の船団乗組員
- 資格:学歴・経験不問、18歳以上(妻帯者を優先します)
- 勤務地:島根県隠岐郡西ノ島町
- 勤務時間:日没から日の出まで
(拘束時間は10~12時間程度、実働時間は5~6時間程度)
- 給与:21.5万円以上+諸手当(出漁・食料・住宅手当等)
(昨年度実績 25万円~)
- 休日休暇:毎週土曜日、GW、お盆、年末年始、慶忌、荒天日
(年間出漁日数200日前後)
- 待遇:昇給、賞与、各種社会保険完備。

◎下記HPでも詳細を紹介しております。

☆西ノ島町役場HP

<http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/teiju/70>

問合せ先

漁業協同組合JFしまね浦郷支所 総務課

電話:08514-6-0201 E-mail:somu-furuki@jf-okurago.or.jp

来場者へのメッセージ

町の基幹産業である漁業。町と漁協、まき網船3社で構成する西ノ島町漁業就労者確保対策委員会では漁業に従事する方を募集しています。大自然の中で、働いてみませんか？

ブースNO

31

支援

西ノ島(隠岐諸島)

いざ海へ！
～新規漁業就業者支援制度～

西ノ島(島根県)

西ノ島町では漁業の振興を図るため、新規漁業就業する方へ各種支援策を実施しています。

■支援事業内容：

- ①新規自営漁業就業者給付金事業
新規自営漁業就業者へ月額125,000円を支給。
- ②新規自営漁業就業者漁船漁具整備支援事業
新規自営漁業就業者が漁具や漁船を調達する経費に対して補助。
- ③新規自営漁業就業者研修支援事業
新規自営漁業就業者に対して研修を行う既存自営漁業者に対して月額30,000円を支給。
- ④Uターンまき網漁業就業者研修支援事業
Uターンされる新規まき網漁就業者を雇用する経営体に対して、1人あたり月額12,000円を支給。

※それぞれ、支援条件があります。

問合せ先

西ノ島町役場 産業振興課

電話:08514-6-1220 FAX:08514-6-0683

来場者へのメッセージ

一緒に西ノ島の基幹産業を支えてくれる人を募集しています！
大自然の中で働きませんか？